

令和 3 年12 月議会

総務財政委員会報告資料

目 次

- | | |
|--|-------|
| 1. 「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例(仮称)」の検討について | … 1頁 |
| 2. 庁用自動車による事故報告について | … 6頁 |
| 3. 福岡市再犯防止推進計画(案)について 【別冊資料】福岡市再犯防止推進計画(案) | … 9頁 |
| 4. 福岡市地域防災計画の修正について(案) | … 14頁 |
| 5. 福岡市スポーツ推進計画の策定について | … 15頁 |
| 6. 第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会 第19回FINA世界マスターズ水泳選手権2022九州大会について | … 19頁 |

市民局

1. 「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」の検討について

福岡市では、良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とする「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」の制定に向け検討を進めている。このたび、パブリック・コメント手続を実施するため、この条例に規定する事項の案をあらかじめ報告するもの。

1 福岡市の地域コミュニティ

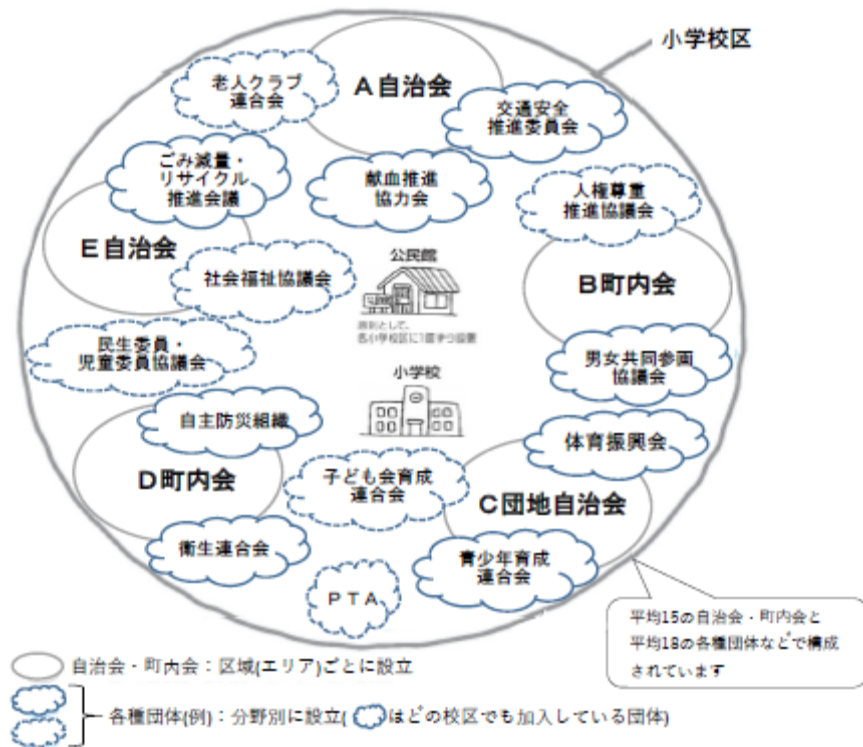
(1) 自治協議会と自治会・町内会

自治協議会は、原則として小学校区を単位とし、防犯・防災、子ども、環境、福祉など、様々な事柄について住民が話し合いながら、校区を運営する自治組織である（名称は、校区により異なる）。

校区内の自治会・町内会のほか、校区で分野ごとに活動を行っている団体などで構成されている。

平成 16 年度に福岡市独自の制度として創設し、現在はすべての校区で設立され、市と共にまちづくりを進めている。

自治協議会の構成（イメージ）



また、自治会・町内会は、住みよいまちづくりを目的に、一定の地域を単位として組織される、住民にもっとも身近な自治組織である。

(2) 共創（きょうそう）のまちづくり

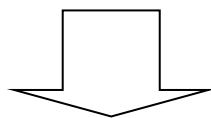
平成 28 年度からは、自治協議会と市がパートナーとして、企業や商店街、NPO、大学など様々な主体と地域の未来を共に創る「共創」のまちづくりを推進している。

2 地域コミュニティの果たす役割

- 高齢社会の進展や災害の激甚化や頻発化などから、福祉や防災など様々な分野で「共助」の重要性が改めて認識されており、市民の支え合いの基礎となる地域コミュニティが果たす役割への期待は高まっている。
- 市民一人ひとりが地域コミュニティの一員として顔の見える関係を築き、様々な人とつながり、認め合い、支え合うことは、自身の暮らしの安心や豊かさを得ることにもつながると考えている。

3 地域コミュニティの課題

- 市民の価値観や生活様式が多様化する中で、地域コミュニティへの関心の低下や住民同士のつながりの希薄化が見られ、自治協議会や自治会・町内会では、地域活動の参加者の固定化や役員の固定化・高齢化が課題となっている。
- 一部の団体において、運営の透明性が確保されていない、活動内容が住民に十分に伝わっていないことが、地域活動への理解や参加が進まない一因となっている。
- 自治会・町内会は、制度上明確な位置づけがない任意の組織であることから、加入呼びかけの妨げになっているとの声がある。



福岡市では、これらの現状と課題を踏まえ、今後さらに良好で持続可能な地域コミュニティづくりの取組みを進めていくにあたり、**地域コミュニティに関する基本的な事項を定め、市民と共有することが必要**であると考え、条例の制定を検討している。

[参考]「共創のまちづくり推進検討委員会」(※)における意見(報告書より抜粋)

※自治協議会会長、自治会・町内会長、公民館長、地域活動実践者、企業やNPOの代表者、学識経験者で構成され、持続可能な地域コミュニティの実現に向けた検討を行うために設置。

地域コミュニティの価値を守り、継承していくためには、まずは市民等に「地域コミュニティの価値の共有」を図る必要があり、市においては、以下のような取組みが必要と考える。

- ③ 地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ
 - ・地域コミュニティの価値や基本理念を確認し、市民の共通理解となるような基盤をつくる。

4 条例に規定する事項（案）の概要 ※全文を4～5頁に掲載

1 目的

共創による地域コミュニティの活性化について、基本理念を定め、市民や自治会・町内会、自治協議会、事業者及び学校の役割や、市の責務を明らかにすることで、地域における自主的な取組みを促進するとともに、地域コミュニティの固有の価値を共有し、良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とする。

2 定義

地域コミュニティを「一定の区域内における市民や自治会・町内会、自治協議会、事業者及び学校（以下「市民等」）のつながりを基礎とする社会」とする。

3 基本理念

共創による地域コミュニティの活性化について、3つの基本理念を定める。

4 各主体の役割

共創による地域コミュニティの活性化には、市民等がそれぞれの役割を認識し、地域コミュニティの一員として、地域活動に取り組むことが重要であることから、市民等の役割を定める。

5 市の責務

市も地域コミュニティの一員として、その活性化に向け、取り組むべき責務を定める。

5 今後の予定

- (1) 令和3年12月24日～令和4年1月21日 パブリック・コメント手続を実施
- (2) 令和4年3月 福岡市議会令和4年第1回定例会に条例案を提出

(※以下、今回の意見募集の対象)

「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」に規定する事項（案）

1 目的

この条例は、共創による地域コミュニティの活性化に関し、基本理念を定め、市民、町内会等、自治協議会、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、地域における自主的な取組みを促進するとともに、地域コミュニティの固有の価値を共有し、もって良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会、自治会その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であつて、良好な地域コミュニティの維持及び形成に資することを主たる目的とするものをいう。
- (2) 自治協議会 町内会等のほか、防災、防犯その他の分野ごとに活動する組織等により構成される団体であつて、原則として小学校の通学区域ごとに設立されるものをいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条第 1 項に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。
- (5) 市民等 市民、町内会等、自治協議会、事業者及び学校をいう。
- (6) 地域コミュニティ 一定の区域内における市民等のつながりを基礎とする社会をいう。
- (7) 地域活動 良好で持続可能な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動であつて、当該地域コミュニティ内の共通の利益の増進に寄与するものをいう。
- (8) 共創 市民等及び市がそれぞれの役割と責務を果たしながら、対等な立場で協力して、共に創ることをいう。

3 基本理念

共創による地域コミュニティの活性化は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 平時からの支え合いや助け合いにより生まれる安心感、顔の見える関係から生まれる豊かな暮らし、自らの手による地域づくりという地域コミュニティの固有の価値を共有し、次代に継承していくこと。
- (2) 市民等が地域コミュニティに関心を持ち、その一員として当該地域コミュニティの身近な課題及び将来について考え、地域活動に取り組むこと。
- (3) 市民等の多様性及び自主性が最大限に尊重されること。

4 市民の役割

市民は、自らが暮らす地域コミュニティに関心を持ち、その一員として、それぞれの状況に応じ、自主的に地域活動に取り組むよう努めるものとする。

5 町内会等の役割

- (1) 町内会等は、市民に最も身近な自治組織として、当該町内会等の区域における市民のつながりや支え合いを促進するよう努めるものとする。
- (2) 町内会等は、民主的かつ透明性のある運営に努めるとともに、市民が運営や活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

6 自治協議会の役割

- (1) 自治協議会は、当該自治協議会の区域における良好な地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。
- (2) 自治協議会は、町内会等のほか、防災、防犯その他の分野ごとに活動する組織等が互いに協力しながら円滑に活動できる環境づくりに努めるものとする。
- (3) 自治協議会は、民主的かつ透明性のある自律した運営に努めるものとする。

7 事業者の役割

事業者は、地域コミュニティの一員として、その活性化のために、本来の活動に支障のない範囲内において、自らの有する人材や資源の活用に努めるものとする。

8 学校の役割

学校は、地域コミュニティの一員として、その活性化のために、本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を地域コミュニティに還元し、又は施設の地域開放を進めるよう努めるものとする。

9 市の責務

- (1) 市は、3に規定する基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 市は、共創による地域コミュニティの活性化における市民等の重要性について必要な広報及び啓発を図るものとする。
- (3) 市は、(1)に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の自主性を尊重するものとする。
- (4) 市は、事務事業の実施に関し町内会等及び自治協議会に協力を求めるときは、関係部署で連携し、負担が過重とならないようにしなければならない。
- (5) 市は、職員が地域コミュニティの一員であるとの認識を持ち、常に市民目線で考え行動する姿勢を養うため、職員に対し地域コミュニティに対する理解を深めるための研修を実施するとともに、地域活動への自主的な参加を促進するものとする。

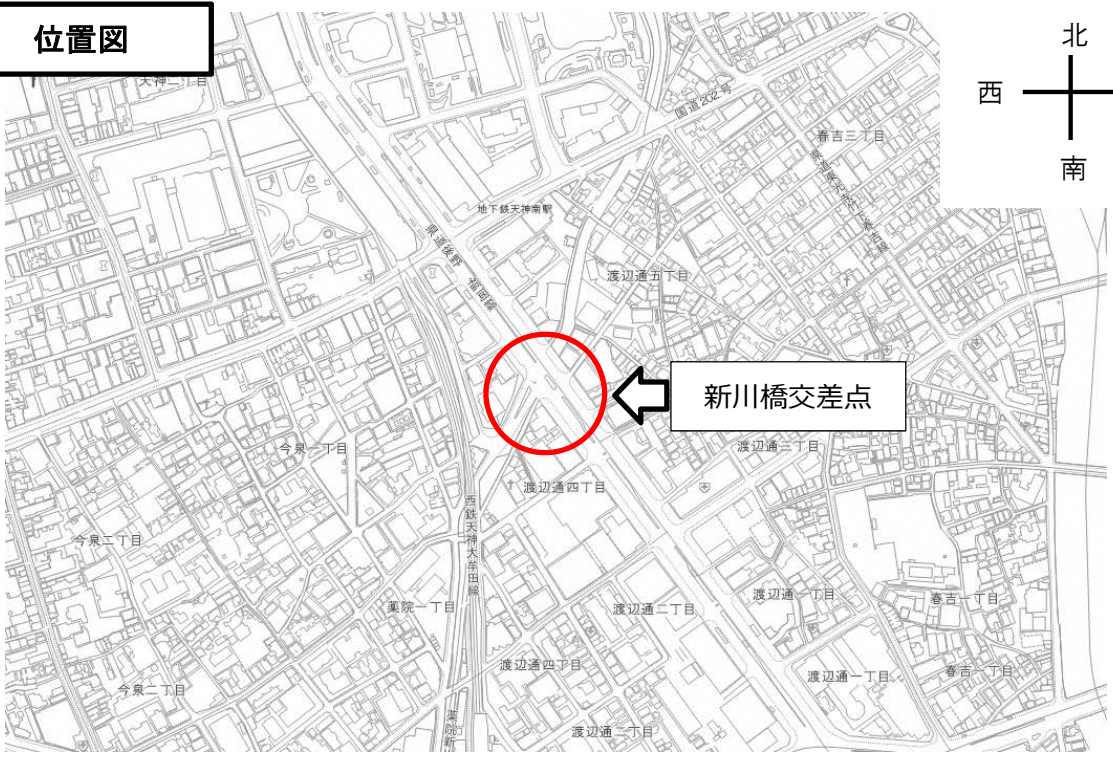
2. 庁用自動車による事故報告について

事 故 報 告 書

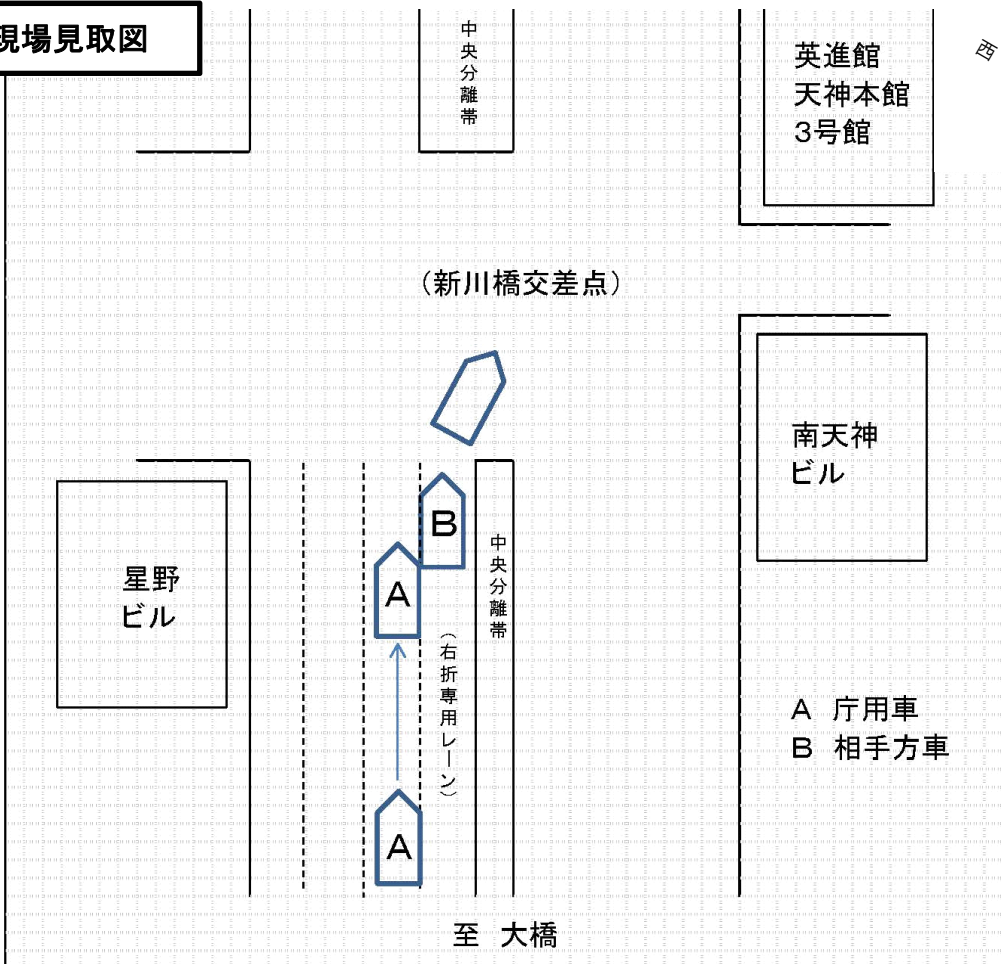
| | | | |
|----------------------|--|--|-----------------|
| 事故発生日時 | 平成 30 年 11 月 27 日（火曜日） 午後 2 時 28 分頃 天候：晴れ | | |
| 事故発生場所 | 福岡市中央区渡辺通 4 丁目 新川橋交差点 | | |
| 相手方 | 住所 | ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 | |
| | 氏名 | ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 | |
| 事故の概要 | <p>平成 30 年 11 月 27 日午後 2 時 28 分頃、市民局コミュニティ施設整備課職員が、弥永西公民館での業務を終え、本庁へ戻る途中、県道後野福岡線（渡辺通り）の福岡市中央区渡辺通四丁目新川橋交差点付近を走行している際、右折レーンで右折待ちをしているトラックの左後部に接触し、荷台左後部を凹ませ損害を与えたもの。また、事故により庁用自動車は、右サイドミラーを破損した。</p> | | |
| 損害の程度 | 相手方 | 人的損傷 | 運転者から損害ありとして係争中 |
| | | 物的損傷 | 荷台左後部損傷 |
| | 市側 | 人的損傷 | なし |
| | | 物的損傷 | 右サイドミラー破損 |
| 損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告 | | | |

事故現場見取図

位置図

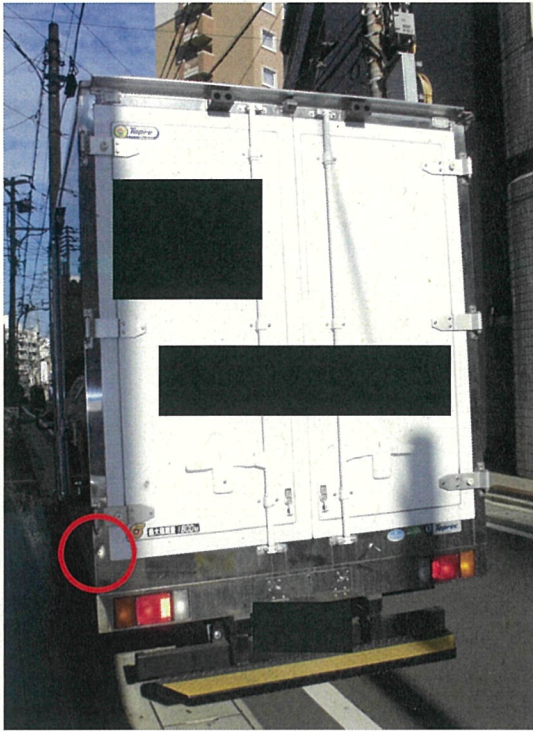


事故現場見取図



被害状況写真

相手方の乗用車



市側の庁用自動車



3. 福岡市再犯防止推進計画（案）について

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において策定に努めることとされている「地方再犯防止推進計画」として、「福岡市再犯防止推進計画」案を作成しましたので計画案の概要について報告します。

第 1 章 計画の概要

1 計画の位置づけ

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める「地方再犯防止推進計画」として、福岡市における再犯防止推進施策を総合的かつ計画的に推進する計画とする。

計画の推進にあたっては、“福岡市防犯のまちづくり推進プラン”の実実施計画と位置づけ、整合性を図るとともに、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す SDGs の理念を踏まえ、施策を実行する。

2 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間

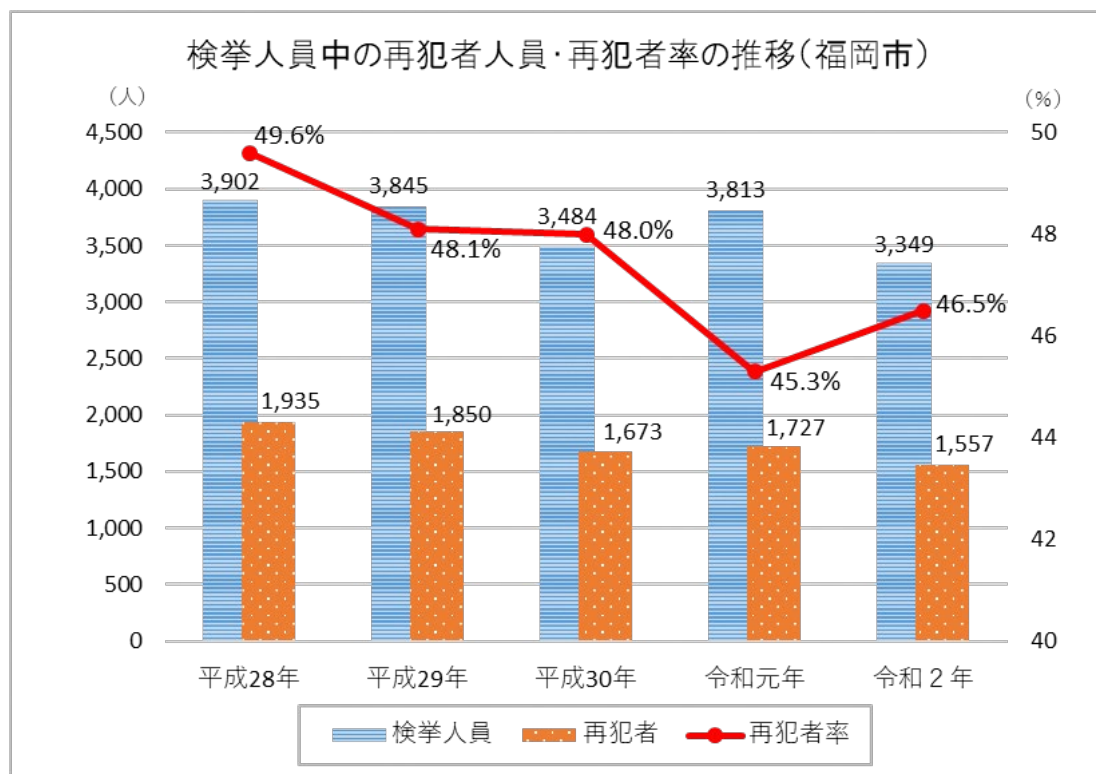
第 2 章 再犯防止を取り巻く現状

1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯 認知件数、検挙人員、検挙率の推移

(2) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

本市における令和 2 年の刑法犯検挙人員中の再犯者数は 1,557 人であり、再犯者率は 46.5%となっている。



(3) 刑法犯 罪種別、検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移 など

2 更生保護に関する状況

(1) 協力雇用主登録者数及び業種

(2) 保護司委嘱数及び充足率

本市における保護司の委嘱数は、令和3年4月1日時点で476人、充足率は89.6%であり、県や全国の充足率より高くなっている。

| ※各年4月1日時点 | | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福岡市 (定数531人) | 委嘱数 | 489 | 474 | 482 | 477 | 476 |
| | 充足率 | 92.1% | 89.3% | 90.8% | 89.8% | 89.6% |
| 福岡県 (定数2,157人) | 委嘱数 | 1,950 | 1,899 | 1,885 | 1,841 | 1,831 |
| | 充足率 | 90.4% | 88.0% | 87.4% | 85.4% | 84.9% |
| 全国 (定数52,500人) | 委嘱数 | 47,772 | 47,444 | 47,057 | 46,627 | 46,270 |
| | 充足率 | 91.0% | 90.4% | 89.6% | 88.8% | 88.1% |

(3) 保護観察対象者数 など

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することで、再犯を防止し、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり」に寄与する。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、全市的かつ中・長期的な視点で再犯防止の取組みを推進するため、国等との適切な役割分担を踏まえ、関係行政機関や民間の団体等と連携し、次のとおり推進していく。

○再犯防止について、広報・啓発を強化し、市民の理解と関心を醸成

○関係機関との連携を強化し、隙間のないネットワークを構築

● 取組み分野

再犯防止の取組みは、多岐にわたるため、基本理念・基本方針に基づき、以下の8つの分野に整理した。

- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進
- 2 関係機関との連携強化
- 3 民間協力者の活動との連携
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり
- 5 住居の確保等による社会の居場所づくり
- 6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進
- 7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援
- 8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

【重点的に取り組む分野】

犯罪や非行をした人たちへの理解促進と社会復帰しやすい環境づくりを進めるにあたり、特に重要性が高く、いち早く取り組む必要がある「保護司や協力雇用主等の民間協力者の活動への支援」、「就労の確保」などの課題に対応するため、次の3つの分野を本市の再犯防止施策の重点分野に位置づけ、取組みを推進する。

- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進
- 3 民間協力者の活動との連携
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり

3 参考指標

基本理念・基本方針に基づく取組みの動向把握のため下記項目を参考指標とする。

| 参考指標 | 年(度) | 現状値 | 検証値 |
|-------------------------------|------|--------------------|-------|
| | | 計画策定時直近の数字 | 令和8年 |
| “社会を明るくする運動”の認知度 (市政アンケート) | | 令和3年度 29.5% | 33.3% |
| 保護司数(市内) | | 令和3年4月1日時点 476人 | 490人 |
| 協力雇用主数(市内) | | 令和3年4月1日時点 330社 | 360社 |

第4章 取組みの展開

8つの取組み分野における主な取組み

1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進

- 保護司との共催による“社会を明るくする運動”やキャンペーン等の実施
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の広報・啓発 など

2 関係機関との連携強化

- 保護観察所との連携会議
- 若者の相談体制の強化【拡充】 など

3 民間協力者の活動との連携

- 保護司の人材確保に対する支援【新規】
- 更生保護活動功労者表彰の創設【新規】 など

4 就労の支援等による社会の居場所づくり

- 協力雇用主支援事業（社会貢献優良企業の優遇措置）
- 官民が連携した取組みに対する支援【新規】 など

5 住居の確保等による社会の居場所づくり

- 市営住宅への入居
- セーフティネット住宅の供給促進 など

6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進

(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等

- 保健医療・福祉サービスの相談支援
- 在宅精神障がい者等処遇支援事業 など

(2) 薬物依存を有する者への支援等

- 相談支援窓口の設置及び薬物依存症回復支援プログラムの実施
- 福岡市薬物乱用防止対策推進協議会 など

7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援

- 児童相談所機能の強化
- ボランティア活動による立ち直り支援 など

8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

- こども総合相談センターえがお館での相談事業
- アルコール保健対策事業 など

第5章 計画の推進体制

本計画に掲げた取組みを効果的・効率的に推進するため、庁内の再犯防止施策に携わる関係部局で構成する「福岡市再犯防止推進連絡会議」を活用し、関係課相互の情報共有や意見交換等を行い、これまで以上に連携を強化することにより、全庁的な視点で再犯の防止等に関する取組みを推進していく。

また、国や民間の関係機関・団体で構成する「福岡市再犯防止推進検討会」との連携協力のもと、再犯防止に係る施策を総合的に推進していく。

<今後のスケジュール>

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 令和4年1月～2月 | パブリック・コメントの実施 |
| 令和4年2月 | 福岡市再犯防止推進連絡会議の開催 福岡市再犯防止推進検討会の開催 |
| 令和4年6月 | 議会報告 |

4. 福岡市地域防災計画の修正について（案）

1 福岡市地域防災計画の修正の目的

「福岡市地域防災計画」については、災害対策基本法に基づく計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定めるものであり、同法第42条に基づき、毎年、必要な修正を行っている。

今回、防災基本計画の修正などを踏まえ、さらに充実を図るもの。

2 主な修正内容

(1) 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

○避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直すもの。次に掲げる事項へ修正する。

- ・警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し
- ・警戒レベル4の避難勧告および避難指示（緊急）を「避難指示」へ一本化
※発令のタイミングは改正前の避難勧告と同一
- ・警戒レベル5の名称を「緊急安全確保」に見直し

(2) その他

時点修正及び文言の整理等

3 今後のスケジュール

| | |
|--------|-------------------------|
| 令和4年3月 | 福岡市防災会議幹事会議での審議 |
| 4月 | 福岡市防災会議での審議（承認） |
| 6月 | 福岡市地域防災計画の修正及び関係機関等への配付 |

5. 福岡市スポーツ推進計画の策定について

1 策定の趣旨、背景

- 福岡市では、平成 22 年に「福岡市スポーツ振興計画」を策定し、これまで同計画に基づいて様々な施策を展開してきた。
- 国においては、平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定され、平成 27 年 10 月にはスポーツ庁を設立。現在、令和 4 年度からの「第 3 期スポーツ基本計画」の策定に向けた検討が進められている。
- 少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、スポーツを取り巻く環境は変化してきている。
- そうした状況を踏まえ、ポストコロナの視点を踏まえながら、福岡市のスポーツ施策をより一層効果的、効率的に推進していくため、「福岡市スポーツ推進計画」（以下、次期計画という）を策定するもの。

2 位置付け

スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく計画として位置付けるもので、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すもの。

3 計画期間

令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間

4 基本的な考え方

「する」「みる」「ささえる」の観点から施策を推進していく基本的な考え方は、次期計画においても踏襲する。その上で、スポーツを取り巻く環境の変化や、国の第 3 期スポーツ基本計画における新たな視点等を踏まえ、今後 10 年間に推進する施策の基本的な方向性を整理する。

【視点】

- ・ポストコロナの視点
- ・あらゆる方がスポーツにアクセスできる社会の実現
- ・ライフステージに応じた施策の展開
- ・子どものスポーツ機会の充実
- ・民間企業や大学等との連携（ハード、ソフト、人材）
- ・安全安心の確保 など

5 構成イメージ

次期計画の構成イメージは以下のとおり。今後、国の第3期スポーツ基本計画や福岡市スポーツ推進審議会における意見等を踏まえながら、検討を行っていく。

目標1 誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり **[する]**

【施策の方向性】

- ・誰もがスポーツに親しめる機会の創出
- ・子どもがスポーツをはじめるきっかけづくり
- ・スポーツで地域のきずなづくり
- ・競技としてのスポーツの振興

目標2 スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり **[みる]**

【施策の方向性】

- ・スポーツ観戦機会を増やす
- ・都市の活力・魅力を創出する

目標3 持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり **[ささえる]**

【施策の方向性】

- ・スポーツ活動の場の充実
- ・多様な主体との連携推進
- ・スポーツ活動を支える担い手づくり
- ・スポーツ情報の充実・広報活動の推進

6 今後のスケジュール（予定）

| 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|--------------------|-------------------------|---------------|-------|-----------------|---------------|---------------------|
| ◆議会報告 | ◇審議会 (素案) | ◇審議会 (修正案) | ◆議会報告 | パブリック コメント | ◇審議会 (答申案) | ★策定 計画 公表 |
| 参考：国の第3期スポーツ基本計画策定 | | | | | | |
| | ◇中間報告案 パブリック コメント | | | ★策定 計画 公表 | | |

【参考】「福岡市スポーツ振興計画」（平成 22 年策定）に基づく取組みの振り返りについて
（令和元年 12 月議会 総務財政委員会報告 一部追記※）※追記箇所は< >

（１）スポーツを「する」

① 主な取組み・成果

- ・ 福岡マラソンや市民総合スポーツ大会等の全市的イベントの開催
- ・ 校区などの身近な地域におけるスポーツ大会の開催支援や、体力測定を活用した運動の助言
- ・ 地元トップスポーツチームと連携したスポーツ教室やイベントの実施
- ・ スポーツを「する」活動を週に 1 回以上継続的に実施している市民の割合は、計画策定時の 40.9%（H22）から 53.3%（H30）へ上昇 <R2 は 54.9%>

② 主な課題

- ・ 性別や年代の違い、障がいの有無などにより、市民のスポーツに対するニーズや課題は違うため、それらに対応した施策が必要
- ・ 子どもたちがスポーツに興味を持ち、好きになり、生涯にわたって取り組めるよう、スポーツを体験する機会をつくる必要がある

（２）スポーツを「みる」

① 主な取組み・成果

- ・ ラグビーワールドカップ開催及び世界水泳選手権等の福岡市開催決定
- ・ 福岡国際マラソン、福岡国際女子テニスなどの国際大会や、柔道体重別選手権などの全国大会の開催
- ・ スポーツを「みる」活動を週に 1 回以上継続的に実施している市民の割合は、68.6%（H24）から 61.5%（H30）へ低下 <R2 は 59.0%>した一方で、福岡市はスポーツ観戦の機会に恵まれた都市だと思える市民の割合は、72.5%（H24）から 76.8%（H30）へ上昇 <R2 は 76.0%>

② 主な課題

- ・ 地元トップスポーツチームの試合や、市内で開催されるスポーツ大会・イベント等における競技や観戦の魅力をより多くの市民に周知していく必要がある

（３）スポーツを「支える」

① 主な取組み・成果

- ・ 総合体育館や今津運動公園野球場等の新たな公共スポーツ施設の整備
- ・ 既存の体育館やプール等の施設改修や、開館時間延長等の利便性向上策の実施
- ・ スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合は、46.7%（H22）から 58.8%（H30）へ上昇 <R2 は 56.1%>

② 主な課題

- ・ 既存施設のさらなる利便性向上を図るとともに、大学や事業者、その他民間団体等、多様な担い手との連携を強化し、スポーツをする場や機会の充実を図る必要がある
- ・ スポーツ施設のアセットマネジメントなど、持続可能な施設運営の仕組みをつくっていく必要がある
- ・ スポーツに関して必要な情報を、必要な人へ提供することが必要

6. 第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会 第19回FINA世界マスターズ水泳選手権2022九州大会について

第19回世界水泳選手権2022福岡大会に関する準備状況について報告するもの。

1 大会会場について

(1) 飛込会場の変更

福岡国際センターから福岡県立総合プールに変更

- ・国際水泳連盟より、仮設飛込台を使用した飛込競技の実施について、振動の影響等の懸念が示されていたため、常設の飛込施設を有する福岡県立総合プールへ飛込会場を変更
- ・国際水泳連盟の施設基準への適合を図るため、飛込台等の一部を改修

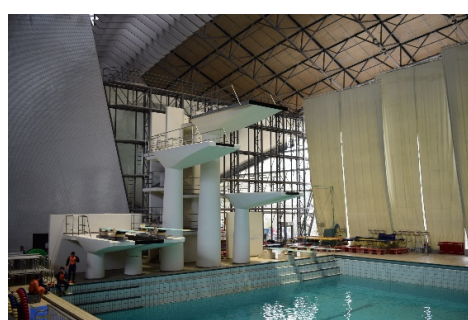
【変更前】

施設名称 福岡国際センター
所 在 福岡市博多区築港本町



【変更後】

施設名称 福岡県立総合プール
所 在 福岡市博多区東平尾公園



(2) ハイダイビング会場の計画変更

プール築造工法等の変更

- ・シーサイドもち海浜公園のハイダイビング会場について、ダイビングプールの築造工法等を変更（資料1参照）

2 大会予算等

- ・ハイダイビング会場のプール築造工法等の変更等により、事業費約10億円削減し、大会予算は170～180億円の見込み
 - ・更なる事業費の削減に向けて、国際水泳連盟と協議・交渉中
- 大会予算内訳（見込み）
- ・会場整備費：70～80億円程度
 - ・運営費：50億円程度
 - ・宿泊・輸送費等：50億円程度
- ※収入について
- ・引き続き、協賛・寄付等35～40億円、公的助成50～60億円を目指し、市負担は大会予算の半分程度と想定
- ・大会ボランティアに5,180人の応募があり、募集人数に到達

3 世界水泳におけるコロナ対策の検討状況

(1) 入国規制の状況

- 原則、日本への入国者は14日間の自宅等での待機が必要。
- 今後、コロナウイルス感染症の世界的な感染状況や治療薬の普及等により、入国規制は随時見直しされる見込み。

※最近の主な入国規制の動き

- 11/8～ 企業等の受入責任者の管理の下、ワクチン接種済者に対する行動制限を緩和。(10日間待機→3日間待機+7日行動管理)
- 11/30～ 外国人の日本への入国を当面1カ月の間原則停止(緊急避難的な予防措置)

(2) 現在の検討状況

- 受入都市として、市民の安全を守るため、また、大会の円滑な運営のため、組織委員会に専門家を入れた検討会議を設置し、国の新規入国における規制状況や国が示す感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、詳細なコロナ対策方法を検討。
- 東京オリンピック・パラリンピックや世界体操・世界新体操と同様に、選手・関係者の行動を制限し、外部との接触を防ぐ「バブル方式」を採用した場合、その費用は最大約45億円程度と見込まれる。
※コロナ対策費用が発生した場合、国等に対し、支援を求めていく。

4 今後の予定

- 令和4年1月 チケット販売、選手登録・マスターズエントリー開始
- 2月 100日前 SNS キャンペーン
- 3月 競泳日本代表選手選考会、50日前イベント
- 4月 会場整備完了、大会運営テスト
- 5月13～29日 世界水泳選手権福岡大会
- 5月31日～6月9日 世界マスターズ水泳選手権九州大会

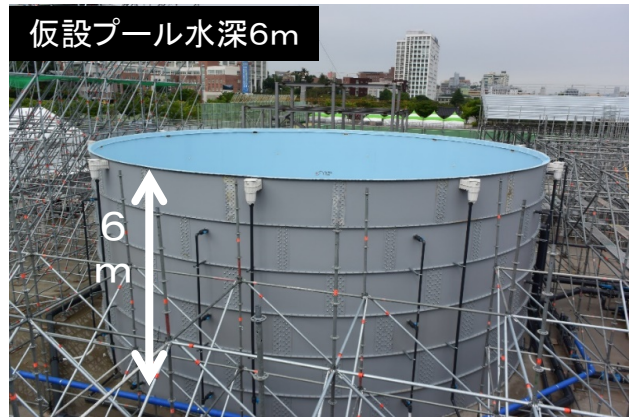
【資料1】ハイダイビング会場概要（シーサイドももち海浜公園）

○前回大会会場（変更前と同等仕様のもの）

仮設プール周りの状況



仮設プール水深6m

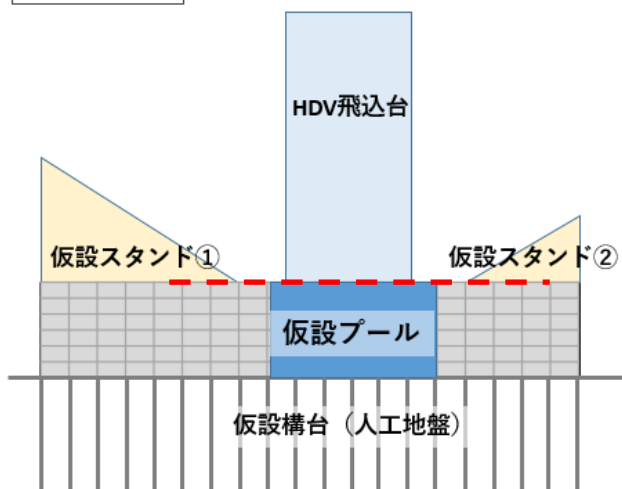


■変更点

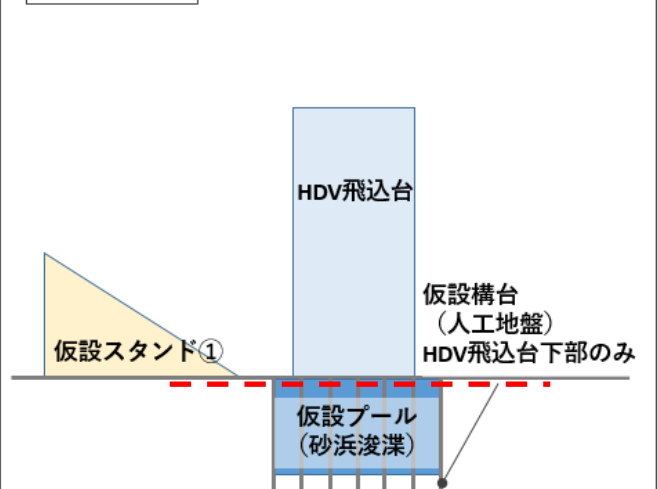
- 仮設プールの設置に代え、海浜浚渫により、飛込水面を確保
- 客席など競技施設全体の高さを下げる

⇒コスト削減を実現

変更前



変更後



【参考】大会概要

(1) 第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会

○会 期 : 2022年5月13日(金)～5月29日(日) 17日間

○種 別 : 6種別76種目

(競泳、飛込、ハイダイビング、水球、アーティスティックスイミング、
オープンウォータースイミング)

○参加人数 : 約190カ国・地域、約2,400人(見込み)

○会 場 : マリンメッセ福岡A館 : 競泳、アーティスティックスイミング
マリンメッセ福岡B館 : 水球

【変更】福岡県立総合プール : 飛込

シーサイドももち海浜公園 : オープンウォータースイミング、
ハイダイビング

(2) 第19回FINA世界マスターズ水泳選手権2022九州大会

福岡市、熊本市、鹿児島市の3都市開催

○会 期 : 2022年5月31日(火)～6月9日(木) 10日間

○種 別 : 5種別63種目

(競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング、
オープンウォータースイミング)

○参加人数 : 約100カ国・地域、約10,000人(見込み)

○会 場 : **【福岡市】**

・マリンメッセ福岡A館、総合西市民プール : 競泳

・**【変更】福岡県立総合プール : 飛込**

・シーサイドももち海浜公園 : オープンウォータースイミング

【熊本市】

・熊本市総合屋内プール : 水球

【鹿児島市】

・鹿児島市鴨池公園水泳プール : アーティスティックスイミング